



# 全国センター通信

働くもののいのちと健康を守る全国センター  
 発行責任者：岩橋 祐治  
 〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4  
 平和と労働センター・全労連会館6階  
 Tel (03) 5842 - 5601  
 Fax (03) 5842 - 5602  
 毎月1日発行  
 年額1,500円 (送料込、会員は会費を含む)  
<http://www.inoken.gr.jp>

## 過労死防止の理念に逆行 許せません!

### 時間外労働の上限「80時間・100時間」

「働き方改革実現会議」で、まさに時間外労働の上限規制について決められようとしていた時期に、様々な場で、過労死をなくす運動をしてきた家族の会・弁護団に発言が要請されました。

#### 過少申告が職場慣行に

今通常国会前に、国会議員と懇談。意見を聞いた議員らは、(衆・参) 予算委員会で「月45時間、年360時間とすべき。過労死ラインはあり得ない」と、私たちの意見を届けてくれました。

国会では、衆議院厚生労働委員会において川人博弁護士と私が招聘され、長時間労働是正問題等について、意見陳述に立ちました。川人弁護士は、非合法な労働時間隠しについて電通の高橋まつりさんの事例から自主申告制による過少申告が職場慣行になっている実態をあげ、すべての労働者に正確な労働時間管理を徹底するよう指摘しました。また36協定について電通事件以降各社で特別条項を80時間以下に見直す努力が始まっている状況のもとで、単月100時間という上限設定は逆流するものと批判しました。私は、繁忙期100時間、複数月80時間で過労死した事例をあげ、過労死ライン合法化の危惧と残業代ゼロ法案をセットに押し通そうとする政府案を批判しました。

#### まさに殺人

山場に国会へ反対の声を届けようと、2つの院内集会を開催し成功裏に終わりました。3月15日は、官邸前で訴えを行った(写真)あと院内集会。参加した遺族は、「死ぬかもしれないと分かっている時間を働かせ、それが原因で労働者が死ぬば、まさに殺人だ」「息子は会社に殺された」「夫は仕事に殺された」とそれぞれの立場で過労死ラインの過酷さを訴え、人の命に特例は認められないと法改悪阻止を訴えました。

4月11日には「過労死等防止を考える議員連盟」総会が開催され、超党派議員17人、代理秘書29人が参加して、時間外労働の上限規制に関する政労使



合意のヒアリングがおこなわれました。厚労省、経団連、連合、全国家族の会、過労死防止全国センターが発言。自民党議員からも過労死ラインの合意について医学的見地で判断しているのか心配などの意見が出され、組合も労働貴族になっていないか、教職員の働き方が民間企業のサービス残業に影響していないかなど苦言が出されました。閉会挨拶で馳議連会長は、「政労使合意に不満を持っている人が多い。また勉強会を開きたい」と語りました。

長きにわたり過労死問題に関わってきた弁護士、団体、家族の会の活動が結実し、過労死防止の流れ、過労死を許さない世論を築いてきました。一方で政府は、労働時間の適用除外や過労死するくらいまで働かせる流れを推し進めています。過労死ラインの合法化は過労死防止の理念に逆行し過労死防止法違反と言わざるを得ません。より一層、過労死防止の流れを強める運動が求められています。

改悪阻止に向けてともに頑張りましょう!

(全国過労死を考える家族の会 寺西笑子)

#### 〈今月号の記事〉

安倍「働き方改革実行計画(案)」批判/第2回理事会報告	2面
経済的事由による手遅れ事例	3面
各地・各団体のとりくみ	4~6面
辻村一郎先生 出版記念学習会・偲ぶ会/私の健康法	7面
滋賀県庁 定数増実現	8面

# 過労死・過労自殺の合法化は許されない！ 安倍「働き方改革実行計画(案)」批判

3月28日、安倍内閣の「働き方改革実現会議」は、「働き方改革実行計画(案)」を決定しました。今後、厚生労働省の労働政策審議会に審議の場が移され、今秋の臨時国会で法案審議が行われる予定。肝心の時間外労働の上限規制は次のとおり。

- 1 原則：月45時間かつ年360時間
- 2 特例：労使協定で、「年720時間(=月平均60時間)」まで可。かつ、年720時間以内において、一時的に事務量が增大する場合について、①2か月、3か月、4か月、5か月、6か月の平均で、いずれにおいても、休日労働を含んで「80時間以内」まで可、②単月では、休日労働を含んで「100時間未満」まで可。特例は「年6回」まで。
- 3 勤務間インターバル制度については、事業者の「努力義務」。
- 4 自動車の運転業務、建設事業、医師については5年間適用猶予、新技術・新商品等の研究開発業務は適用除外。

「月100時間、2～6か月で80時間」の時間外労働は、過労死・過労自殺認定ラインの時間外労働であり、「過労死・過労自殺合法化法案」と言える内容。「人が死ぬ、殺されるかもしれない」内容を容認する法律は、基本的人権の尊重を最優先にしなければならない立憲民主主義国家として絶対に許されない法律です。注意を要するのは「定額働かせ放題」の高度プロフェッショナル労働制の創設と企画業務型裁量労働制の規制緩和案も「法案の早期成立」が狙われていること。

今回の「働き方改革実行計画」について、安倍首相は「戦後労働法制史上最大の歴史的な大改革」と言っていますが、「働き方改革は、社会問題であると



ともに、経済問題であり、日本経済の潜在成長力の底上げにもつながる、第三の矢・構造改革の柱となる改革(「実行計画」とあるように、大企業を中心とした「成長戦略」(経済政策)としての「働き方改革」です。

「同一労働同一賃金」についても、労働契約法20条の「期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止」、パート労働法8条の「通常の労働者の待遇との不合理な相違の禁止」の範囲のもの(=「合理的」なら差別的取扱を認める)であり、「均衡処遇」を強調し(バランスが取れていたら差別的な取扱可)、わたしたちの求める「同一労働同一賃金、均等待遇」原則には程遠い内容です(諸手当や福利厚生については基本的に同一の支給を求めているが、家族手当と退職手当については触れられていない)。

その他、「柔軟な働き方がしやすい環境整備」(無権利の非雇用型テレワークの促進)、「女性・若者の人材育成、高齢者の就業促進、外国人材の受入れ」(低賃金で無権利な労働者の創出)、転職・再就職支援(リストラ野放し、労働力流動化の促進)など、問題が山積みです。(全国センター 岩橋祐治)

## 第2回理事会報告 安倍「働き方改革」で意見交換

4月5日、「いの健」全国センター第2回理事会が開催されました。福地理事長の開会あいさつ後、全教内の任務変更にもとづく理事の交代を確認しました(山本乃里子さんから菟谷陽子さんに交代)。全国センターのこの間のとりくみとしては、2月25日から26日にかけて金沢市内で開催された「第12回地方センター交流集会」、その他のとりくみが報告されました。この間の情勢の推移についての意見交換では、安倍「働き方改革」をめぐる動きを中心に意見交換が行われ、その時間外労働の上限規制に

ついて「過労死・過労自殺の合法化」だとして批判が集中しました。

協議事項では、①4月22日に開催する「大規模災害時の労働者のメンタルヘルス・過重労働を考える学習会」、②7月から来年2月にかけて近畿で開催する「第2回労働安全衛生中央カレッジ」の開催、③全国センター20周年記念事業の実施、④その他を協議しました。

第3回理事会は6月7日です。

(全国センター 岩橋祐治)

## 医療窓口負担金の減免措置活用・相談システムの構築を 全日本民医連「2016年経済的事由による手遅れ死亡事例調査」報告から



全日本民主医療機関連合会(全日本民医連)が毎年行っている「経済的事由による手遅れ死亡事例調査」の2016年版が発表

されました(写真)。今回の調査対象期間は、2016年1月1日から12月31日、全日本民医連に加盟する全国641事業所が対象(保険薬局から1事例含む)。事業所に来ている患者・利用者の中で、1. 国保税・その他保険料滞納などによって、無保険・資格証明書・短期保険証の発行となり病状が悪化して死亡に至ったと考えられる事例、2. 正規の保険証を持っていても、経済的理由によって受診が遅れて死亡に至ったと考えられる事例、(28都道府県から寄せられた58事例)を集計しました。特徴的な結果を紹介します。

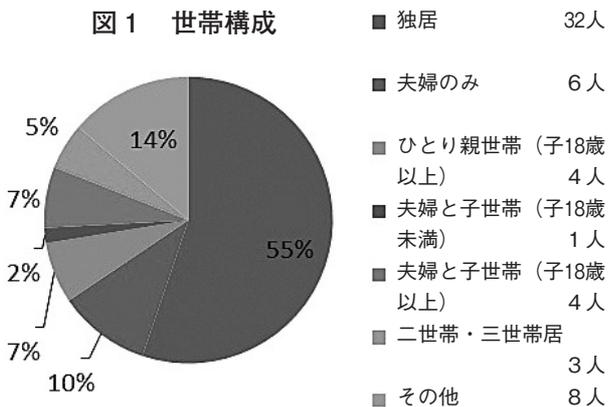
### 世帯構成と住居

世帯構成は、独居が32件で約半数を超えている(図1)。住居は、借家・アパートが6割弱で半数を超えている。今回、孤独死の事例が3件報告されていたが、いずれも1人暮らしの男性だった。その他、親と同居のケースもあるが、本人が無職で親の介護をし、親の年金だけでは生活が成り立たなかった事例が少なからず見受けられた。

昨年までの調査でも、独居で借家・アパートのケースが多く、社会的な孤立を生みやすい。少ない収入の中で家賃負担が決して軽くないことを指摘した。

今回も同じようなケースが多いと言える。母親と同居して本人に障がいがあり、持ち家だが手遅れだった事例、高齢の両親を抱えながら自分の病気がわ

図1 世帯構成



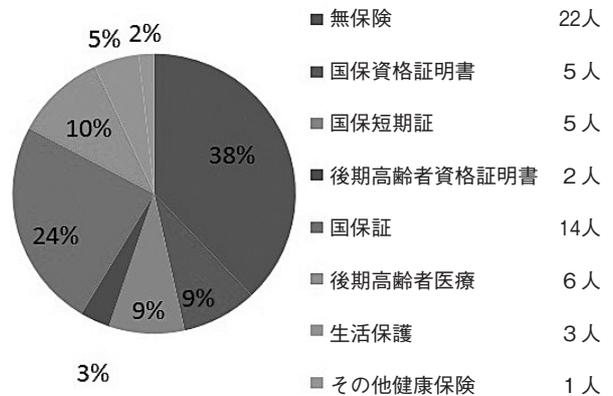
かった時には手遅れ。認知症の母親と無職の弟と3人で暮らしていて手遅れになったケースもあった。

### 保険の情報と通院状況

無保険・資格証保持者が5割で実質的な無保険状態。その内未受診だったのが18件、正規の保険証を持ちながら未受診が4件ある。中には、搬送当日亡くなった事例が2件、翌日2件、1週間以内8件。

無保険・資格証明書・短期保険証になった経緯で圧倒的に多いのが保険料が払えないといった経済的理由で20件、あとのケースもベースは経済的困難が要因と指摘できる。具体的には、「退職後に国保に加入していたが、保険料が高くて支払いができずに資格証明書となり受診が遅れた(60歳代男性)。半年前から体調不良を自覚。不安を感じながらも医療費の支払いが怖くて受診せず、初診時にはステージ4の肺ガンとなっていた。入退院を繰り返し6カ月後に死亡した(60歳代男性・非正規)」ケースがあった。

図2 受診前保険種別



全日本民医連では国がおし進める社会保障制度改革は「手遅れ死亡」をいっそう増大させると指摘。無差別・平等の医療実現のために、共同して運動を進めたいとしました。(全国センター 宮沢さかえ)

#### コメント：田村昭彦医師(全日本民医連社会保障委員会委員長)

保険制度の谷間で、無保険状態になってしまう人たちが一定数いる。国保法44条の医療機関窓口の負担金軽減策などが、ほとんど活かされていない。手遅れになる人が後を絶たないことを毎年報告するのは医療者として悔しい。一歩手前で相談できるシステムがぜひとも必要。行政の中で構築していくことが諮られるべきではないか?

**各地・各団体のとりくみ**

東海

**過労死の遺族が増えないために  
命と健康をまもる東海セミナー**

3月19日、三重県四日市市総合会館において「命と健康をまもる東海セミナー in みえ」が開催されました。愛知・静岡・岐阜・三重の東海4県から38人が参加しました。

基調報告では、リベラ法律事務所の小貫陽介弁護士が「働き方改革実現会議」の内容を踏まえ、残業時間の上限規制に対する批判を中心に講演。電通は1991年に起きた最初の過労死事件から何も変わっておらず、労働者を使い捨てにする社会を舌鋒鋭く批判しました(写真)。労基法32条の1日8時間、週40時間原則を追求していくために考えさせられる報告となりました。

午後からは5本の報告がありました。職業ガンをなくす取り組みでは、いかに職業に起因するガンが多く、それに対してどう取り組むべきかの報告があり、早期の解決と健康調査・実態調査が求められていることがわかりました。

「過労死防止」の啓発事業についての報告では、若い人たちに過労死の実態と労働の意味を伝え、これから社会に出る人への啓発に対する意義を伝えま

した。「ジャパンレンタカー社さんの事例」は、実際に悲惨な働き方に追い込まれている1人を通じて非正規で



働く方の実態を報告。「教員の長時間労働」では通常の授業等以外に部活動がいかに教員を苦しめているかが報告されました。

最後の報告「障害者枠での雇用、企業に問われるもの」では実際に息子さんを亡くされた方の切実な訴えがありました。

自由交流では過労死の遺族が次々と発言されました。労働によって命をなくしていい訳がなく、遺族の話はそのことを再確認する機会となりました。これ以上遺族が一人も増えないことを願うとともに、我々がそのための運動をより一層発展させなければならぬ、との決意を新たにし、セミナーを終了しました。  
(みえ労連 高岡秀基)

奈良

**笑いの中にいのちへの思い  
2017過労死防止シンポジウムプレ企画**

「いの健」奈良センターは、3月29日「2017過労死防止シンポジウムプレ企画」として「過労死防止落語を聞こう」会を奈良県教育会館で開催し、約60人が参加しました。

「過労死等防止対策推進法」が出来たものの電通社員の過労自死など悲惨な事例は後を絶ちません。

「Karoshi」をもっと身近な問題としてとらえてほしいと、今年のシンポジウムで大好評だった桂福車さんに「エンマの願い」の再演をお願いしました。

当日は、平和会吉田病院精神科の中谷琢医師が「労働ストレスと精神障害」として過労死に関する最近の事例やストレスと健康障害の関係、労働災害などについて幅広く話されました。

福車さんの過労死防止落語「エンマの願い」は、過労死等防止対策推進法の成立の過程を紹介しながら、過労自死した青年と青鬼、赤鬼との掛け合い、エンマ様との掛け合いを通して母親の思いを知り青年が涙を流す場面など、笑いだけでなくすすり泣きも聞こえるような内容でした(写真)。「笑いの中



に命に対する思いが伝わる。正しい主張も広く心に届かなければなりません」「経営者も聞いてほしい」など主催者の思いを理解した感想が多く寄せられました。

「いの健」奈良センターとして、エポックメイキングな取り組みになりました。次の一歩に向けて歩み始めたいと思います。

最後に、労働基準監督官の活躍を描いた沢村凜さんの「ディーセント・ワーク・ガーディアン」の言葉を紹介します。「人は、生きるために働いている。だから、仕事で死んではいけないんだ」

(奈良センター 谷山義博)

## 各地・各団体のとりくみ

### 公財 勝利をめざして教訓を交流

社医研

労災認定・労災裁判闘争交流会

公益財団法人社会医学研究センターが主催する「労災認定・労災裁判闘争交流会」が3月18日、東京大塚のラパスホールで開催されました。

集会は、この間各地で闘っている労災認定や労災裁判のたたかいを交流し、教訓を引き出し、たたかいを支援するために開催され、東京・千葉・埼玉・山梨・神奈川・長野から40人が参加しました。また日本共産党の高橋千鶴子衆議院議員も参加し、報告された12の事例について熱心に聴き、挨拶しました。

最初に社医研センターの村上理事が基調報告をし、①労災申請が増えているが、認定率が下がっている、②労基署や公務災害基金のズサンな決定で棄却されている、③支援組織や労働組合のたたかいが大事だと述べました。

続いて、以下の12の事例が報告されました。

①グリーンディスプレイ過労事故死裁判、②スカイマーク整備士過労死行政裁判、③日本郵政さいたま副都心郵便局過労自死裁判勝利和解、④東京電力原発職員メンタル休職労災申請、⑤東京電力モラル



原告の渡辺淳子氏が報告

ハラスメント自死裁判(山梨)、⑥長野、建築会社社員の長時間過重労働による過労自死労災認定、⑦介護福祉士メンタル休職行政訴訟、損害賠償裁判、⑧教員地域防災訓練参加途上犬噛み事件での負傷公務災害棄却と行政訴訟(山梨)、⑨小学校教員の心臓中皮腫アスベスト裁判地裁勝利(埼玉)、⑩シックススクール化学物質過敏症裁判不当判決(神奈川)、⑪日本通運メンタル休職産業医による解雇、⑫JAL副操縦士腰痛打切り東京高裁勝利。

これらの報告の後、参加者からのたたかいを支援する意見交換がありました。

(社会医学研究センター 村上剛志)

民医連

### チームで実践と運動を

労災意見書セミナー

全日本民医連労災意見書セミナーが、3月12日、民医連精神医療委員会の主催で開催されました。精神科医師を中心に16人が参加しました。

はじめに、松浦健伸全日本民医連精神医療委員会委員長が開会あいさつ。雇用環境悪化を背景にして労働災害に関する意見書作成の社会的ニーズが高まっているとし、民医連として学び共有化しようと呼びかけました(写真)。

基調のレクチャーは、代々木病院精神科科長の天笠崇医師。過労自殺に対して初めて企業の安全配慮義務を認めた第1電通事件(2000年最高裁判決)の取り組みが、労働精神保健対策や過労死防止法制定へとつながってきたことを自らの関わりを含めて語りました。

また、労災の意見書作成は、民医連医師を含めた先駆者たちの取り組みを継ぐ活動であると、取り組みの重要性を指摘し、具体的な意見書・鑑定書作成の流れと留意点などを説明しました。

後半は「介護士モラルハラスメント自殺裁判事例」



(山口宇部協立病院・永岡元博医師)と「高裁で逆転勝訴した中学教諭の自殺既遂例」(奈良吉田病院・植原亮介医師)の意見書作成について報告され、意見交換を行いました。労災認定においてポイントとなる発症時期の判断や豊富なキャリアをもつ教諭の業務上の負荷をどう見るのかなど具体的に検討を行い、教訓を共有化しました。

最後に、今村高暢医師(精神医療委員会副委員長・愛媛生協病院)が、「労災認定基準もしっかり習得しつつ、弁護士、患者・家族とチームを組んで、実践と運動を進めていこう」とまとめのあいさつを行いました。(民医連 岡村やよい)

**各地・各団体のとりくみ**

愛媛農協労連

**人事異動時期のメンタルヘルス対策**  
2017春闘学習会

愛媛県単位農協労連(清家嗣雄委員長、9つのJ A労組・職員組合で構成)は3月4日、「2017春闘学習会」を開催し、第1部では「人事異動時期のメンタルヘルス対策」をテーマに、県内でメンタルヘルス相談活動をすすめている「NPO法人こころ塾」の村松つね代表に講演いただきました(写真)。

愛媛県は日本有数のミカン産地でここ数年、農業後継者が増えて活況を呈すなど明るい話題がある一方で、地域を支える農協職場では、TPPや農協攻撃をめぐる昨今の情勢や、事業推進ノルマの重圧を背景に、中途退職やメンタル不全、ハラスメントが問題になっています。見通しを持って笑顔で働き続けられる農協職場は、2017春闘の切実な要求課題です。

今回の講演は、県内のいくつかの農協でストレスチェックの実施業務を受託している同NPO法人を、「いの健」愛媛センターから紹介されたことで

実現。テーマも身近で、人事異動が一番の関心事で心が不安定になる時期だけに、参加者からは好評でした。

「職場うつは、個人の性格ではなく、職場環境の問題」「メンタル不調の人にどう接したらよいか、自分がならないため



には」「ストレスチェックは役立つのか」「よい睡眠をとるには何を気をつけたらよいか」など参加者同士のグループ討議や質疑応答もまじえ、双方向型の学習会となり、楽しく学びあうことができました。

学習会後の懇親会では、なかなか機会のない近隣農協労組同士の交流を今後企画していこうとの話がでたほか、「いの健」愛媛センター竹下武事務局長も参加し、なごやかに懇談しました。

(愛媛県単位農協労働組合連合会 吉田泰臣)

岩手

**学んで、職場に生かす活動**  
第3回学習会・代表者会議

4月8日、「いの健」岩手県センターは、岩手県民会館で、第3回学習会・代表者会議を開催し、37人が参加しました。

学習会では、「いの健」全国センター岩橋祐治事務局長が、「明るく働きやすい職場づくりに向けて」と題し講演。「何事にも代えがたい、いのちと大切な健康を守ることが、すべての運動の土台であり、労働者のいのちと健康を守る活動を積極的に取り組もう」と述べました(写真)。

講演後のグループ討議では、「『知は力!』階級社会は無知と貧困によって支えられている。と言う言葉にハッとさせられました」、「労働者のいのちと健康を守るのは、組合委員長の姿勢が大事」などの感想が述べられました。また、「安全衛生委員会が不定期開催になっている」、「討議が形式的で事業者からの報告だけ」、「人手不足や成果主義がサービス残業の原因となっている」、「時間外労働が自己申告で残業手当を申請しにくい」などの課題が話されました。

組合で、「労働時間の新ガイドラインを活用して『申請を阻害する行為』をやめること」を要求したり、



「産業医が、月80時間の時間外をした職員に対しカウンセリングを行ったり、業務軽減や休ませる指示を行っている」などの取り組みが報告されました。

参加者から「労使協議と労働安全衛生委員会の違いについて、どのように労働者に説明するか」などの質問が出されました。岩橋氏は、「労働者の安全と健康を確保する責務は事業者にあり、労働組合はその責務を果たさせるという役割がある。みんなが、学習、情報共有して職場の状況を把握して持ち寄り。労働安全衛生委員会でも実現しないことは団体交渉で」とコメントしました。

学習会終了後、代表者会議を開催して第3回総会以降の県センターの活動を報告し、今後の取り組みを提案して、満場一致で承認して終了しました。

(岩手県センター 角掛洋一)

# 「いの健」運動の道筋と原則を学ぶ

## 辻村一郎先生 出版記念学習会・偲ぶ会

3月5日大阪グリーン会館にて、辻村一郎先生出版記念学習会・偲ぶ会を開催しました。同志社大学のゼミ生や教え子、労働運動の活動家、頸肩腕障害（けいわん）の患者、2人の息子さんなど80人が集う会となりました。

福地保馬全国センター理事長は開会あいさつで「全国センターは1998年に設立され、辻村先生は第2回総会で副理事長、第3回総会で第2代理事長に就任、3年間全国センターを率いられ、その後、亡くなるまで顧問として活動を指導してこられた」と紹介しました。

2016年1月10日に逝去された辻村一郎先生は、労働者のいのちと健康を守る運動を見守り、研究し続けられました。病床で「著書を残したい」と意志を示されたことから1年かけて「働くもののいのちと健康を守る運動 その原則と道筋」をまとめ、出版となりました。

第1部は著書を実際に手にとってともに学ぶ場とするために「朗読」と「語り」による学習会、第2部は献杯を行い、参加者から発言をいただきました（写真）。

### 人柄あふれるエピソード

同志社大学のゼミ生からは「教える」姿、学生時代の経済学を学ぶ勉強熱心な時代についても発言をいただきました。また、労働現場を先生に「教えて」きたけいわん（頸肩腕障害）の患者からは、あたたかい人柄があふれるエピソードが次々に披露されま



した。常に真実を追求する姿勢、誰に対しても丁寧に話を聞き、問題の根元に迫ろうとする姿が印象的でした。

最後の長男太郎さん、次男吾郎さんからの言葉では、研究者としての気むずかしさをもちながらも「父親」の顔が見えました。家の中で、突然「本を読もうか」と誘い、「朗読」をして語り合うといったことは、思わず笑みがあふれるものでした。

あたたかな雰囲気の中で、学び、個人を偲ぶという時間はあっという間に終わり、久々に再会した仲間と語り合う姿もみられました。

著書は単に過去の原稿をまとめたものではなく、現在のいのちと健康を守る運動を考えるための「教科書」として活用していけるものです。事務局を担った大阪職対連としては、先生が残された「運動の道筋と原則」を学びながら、これからの活動に生かしていきたいと考えています。

(大阪労災職業病対策連絡会 藤野 ゆき)

## シリーズ 「私の健康法」(2)

福地保馬 (全国センター 理事長)

### 社会的健康を求めて

WHO (世界保健機関) 憲章には、「健康とは、病気ではないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態にあることをいいます」(日本WHO協会訳)と、有名な「健康の3要素」の概念が述べられています。

私の健康法の根本は、この「社会的健康」を求めて活動することです。社会的健康状態の実態把握や、その要因の解明、確立のための方策とその力の育成と結集が、自分を含むすべての人の健康のためには

欠かすことはできません。私は、自分の研究といの健の活動をこの信念のもとにやってきました。これらの「活動」が、私の健康と健康観を育ててくれました。

この信念を貫くためには、肉体的にも、精神的にも良い状態が必至です。そのために、北海道の自然やくらしに親しむこと、町や森のなかや野山を歩き、キョロキョロといろんな物事を見聞することを、無理をしないで、ふだんの生活のなかで習慣づけるように努力しています。幸い札幌は、自然がとても豊かです。冬がまた素晴らしく、クロスカントリースキーや温泉で楽しんでいます。

## 「労基法違反解消、36協定守れ」の運動が結実

37年ぶりに知事部局定数増実現 — 滋賀県職員組合

2016年10月26日「職員残業 年1000時間超20人」との報道があり、県職員の異常な長時間労働の実態が県民に明らかにされました。職場は、再三にわたる「行財政改革」による人員削減により、ピーク時比で1000人減員。複雑困難化する課題への対応等で異常な長時間勤務が常態化していました。

### 始まりは県立病院の労基法違反への取り組みから

県立成人病センターでは、「残業しても時間外申請が認められない」「年休も取れない」など労働基準法に違反する取り扱いが行われ、看護師から「働きやすい病院にしたい」との強い思いが職員組合に寄せられていました。組合は、是正を申し入れ交渉しましたが、当局は事実を認めず、組織としての改善が見込まれない状態でした。そこで、職員組合は、職場の組合役員や看護師と議論の上、労働基準監督署に是正指導を求め、10月2日、成人病センターに対し是正勧告・改善指導が行われました。

職員組合は11月2日、記者会見を開き、違反の背景には絶対的な看護スタッフの人員不足があり、ギリギリの人員配置と当局による過剰な時間外勤務抑制の締め付けが、賃金不払い労働の原因であることを訴えました。この記者会見はテレビや新聞で大きく報道されました(写真)。

### 36協定違反が次々明らかに

問題は病院だけではなくありません。2つの土木事務所、36協定の上限(月100時間)を超えたとして是正勧告が行われていました。また、人事委員会が監督機関となっている13の所属でも36協定違反が判明しました。組合の機関誌で「まだまだあった労基法違反」と追及したところ、「県はブラック企業か?」と新聞報道され、県の異常な長時間労働、労基法違反の職場実態は県民の関心事となりました。

### 人員問題がタブーでなくなる

11月の賃金・労働条件確定交渉では、当局に対し、ギリギリの状態を身を粉にして県民の暮らしを守るために働く職員の実態を訴え、青年組合員が「現体制では防災・危機管理に対応できない。県民の命が守れない!」と強く人員増を迫りました。こうした交渉を重ね、当局はこれまでの時間外勤務縮減策の限界を認めました。知事も県議会で「職員はその数字(職員定数)以上の仕事をしなければならない



状況にある」と答弁し、労基法違反の根絶や県職員の長時間労働の解消が県政の重要課題として位置づけられ、人員問題がタブーではなく、本気で議論されるようになりました。職員組合も全職員を対象に「定数増による人員増を求める職場署名」に取り組み、管理職も含む大多数の職員の声を集めました。

### 人事委員会も知事に提言

1月には人事委員会自らが“人事行政の専門機関”として、全職員を対象に「時間外勤務に関するアンケート」を実施し、時間外勤務の縮減が進まない理由として「業務量が多く、現在の人員では対応できない」が過半数であったことを明らかにしました。そして、3月、人事委員会は「時間外勤務の縮減について」とする提言を知事に提出。「業務の見直しや現員での人員配置等を考慮してもなお時間外労働の解消が見込めず、適正な人員配置が行えない場合は定数の見直しも検討する必要がある」とまで言い切りました。

県庁内外の世論が醸成していくなかで、知事部局定数を10人増とする職員定数条例の改正案が議会に提出され可決。実に37年ぶりに職員定数増が実現しました。

### 真に時間外労働の縮減へ取り組みの強化を

37年ぶりに定数増となり、4月の人事異動では、時間外勤務の多い職場を重点に人員配置がされました。17年度の36協定は上限時間の見直しも行われ、月100時間だった土木事務所も月80時間に改められました。しかし、10人増では劇的な改善はありません。時間外勤務が水面下に潜り不払いになる危険性もあります。滋賀県職員組合は、県庁を日本一“ホワイト”な自治体職場に変え、県民の命・暮らしを守るため、安心して働き続けられる職場づくりに奮闘する決意です。

(滋賀県職員組合 嶋林弘一)